

議発第 1 号議案

豊川市議会委員会条例の一部改正について

豊川市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 2 4 日提出

提出者 豊川市議会議会運営委員長 神 谷 謙太郎

豊川市議会委員会条例の一部を改正する条例

豊川市議会委員会条例（平成 1 7 年豊川市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員会の名称、委員の定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数）</p> <p>第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>（1）総務委員会 8 人</p> <p>ア 危機管理課の所管に関する事項</p> <p>イ～オ（略）</p> <p>（2）～（5）（略）</p> <p>（招集）</p> <p>第 12 条（略）</p> <p>（開催の特例）</p> <p>第 12 条の 2 <u>委員長は、災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由により、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開くことができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、委員は、オンラインにより委員会に参加しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の許可を得てオンラインにより委員</u></p>	<p>（常任委員会の名称、委員の定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数）</p> <p>第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>（1）総務委員会 8 人</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>（2）～（5）（略）</p> <p>（招集）</p> <p>第 12 条（略）</p>

<p>会に参加した委員は、当該委員会に出席した委員とみなす。</p> <p><u>4 オンラインを活用した委員会の運営に関する必要な事項は、議長が定める。</u></p> <p>(議長への通知)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(秘密会の開会と指定者以外の退場)</p> <p>第62条 委員会は、その議決により秘密会とすることができる。ただし、<u>第12条の2第1項の規定によりオンラインを活用して開催する委員会については、この限りでない</u></p> <p>°</p> <p>2 (略)</p>	<p>(議長への通知)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(秘密会の開会と指定者以外の退場)</p> <p>第62条 委員会は、その議決により秘密会とすることができる。</p> <p>2 (略)</p>
--	---

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

---

### 理 由

この案を提出するのは、市の組織機構改革に伴い所要の規定の整備を行うとともに、災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由により、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合における委員会の開催の特例を定める必要があるからである。